

第5回小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ	参考資料
令和8年6月23日	1

## 「小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」開催要綱

### 1. 趣旨

我が国では、第4期のがん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）に基づき、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を目指し、小児がん中央機関と小児がん拠点病院を指定する等、地域における小児がん拠点病院を中心とした小児がん診療のネットワーク化を進めてきた。

小児がん医療提供体制をさらに充実させるため、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」の下に本ワーキンググループを開催し、「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」の見直し等について検討し、その検討結果を同検討会に報告することとする。

### 2. 検討事項

- (1) 小児がん拠点病院等の指定要件の見直し
- (2) その他必要な事項

### 3. 構成員の構成等

- (1) 本ワーキンググループの構成員は、別紙の名簿に記載の構成員により構成する。
- (2) 本ワーキンググループの構成員は、10名程度とする。
- (3) 本ワーキンググループには、構成員の互選により座長をおき、本ワーキンググループを統括する。
- (4) 座長に事故があるときは座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

### 4. 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は2年とする。
- (2) 構成員は再任することができる。

### 5. ワーキンググループの運営等

- (1) 本ワーキンググループは厚生労働省健康・生活衛生局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本ワーキンググループの庶務は、健康・生活衛生局がん・疾病対策課において行う。
- (3) 本ワーキンググループは、原則公開するとともに、議事録を作成・公表する。ただし、特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合等はこの限りではない。また、座長が必要と認めた際には、電子メール等の手段により構成員の意見を集約する等の持ち回り開催を行うことができる。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本ワーキンググループの開催に必要な事項は、座長が健康・生活衛生局長と協議の上、定める。
- (5) 本ワーキンググループで得られた成果は、「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」に報告する。

「小児がん拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」構成員名簿

- 石井 太祐 国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所医療政策部  
研究員  
国立健康危機管理研究機構 システム基盤整備局医療 DX 部上級研究員
- 植田 洋子 認定特定非営利活動法人ファミリーハウス 理事/事務局長
- 加藤 元博 国立大学法人東京大学大学院医学系研究科 生殖・発達・加齢医学専攻  
小児医学講座 小児科学分野 教授
- 櫻井 英幸 国立大学法人筑波大学医学医療系放射線腫瘍学 教授  
筑波大学附属病院放射線腫瘍科 教授
- 松岡 真里 国立大学法人三重大学大学院医学系研究科看護学専攻 生涯発達看  
護学講座 小児看護学分野 教授  
日本小児がん看護学会 理事長
- 松本 公一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター小児がんセンター  
センター長
- 谷田部 恭 国立研究開発法人国立がん研究センター 中央病院病理診断科 科長
- 山崎 宴子 小児脳腫瘍の会 理事/公益財団法人ゴールドリボン・ネットワーク
- 米田 光宏 国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院小児腫瘍外科  
非常勤医師  
一般社団法人日本小児血液・がん学会 理事長

(五十音順・敬称略)